

## 東京ガスの賃貸管理サポート まもROOMのご契約にあたり

ご契約いただくにあたり、必要となる情報をご案内します。ご利用規程とともにご確認のうえ、大切に保管してください。

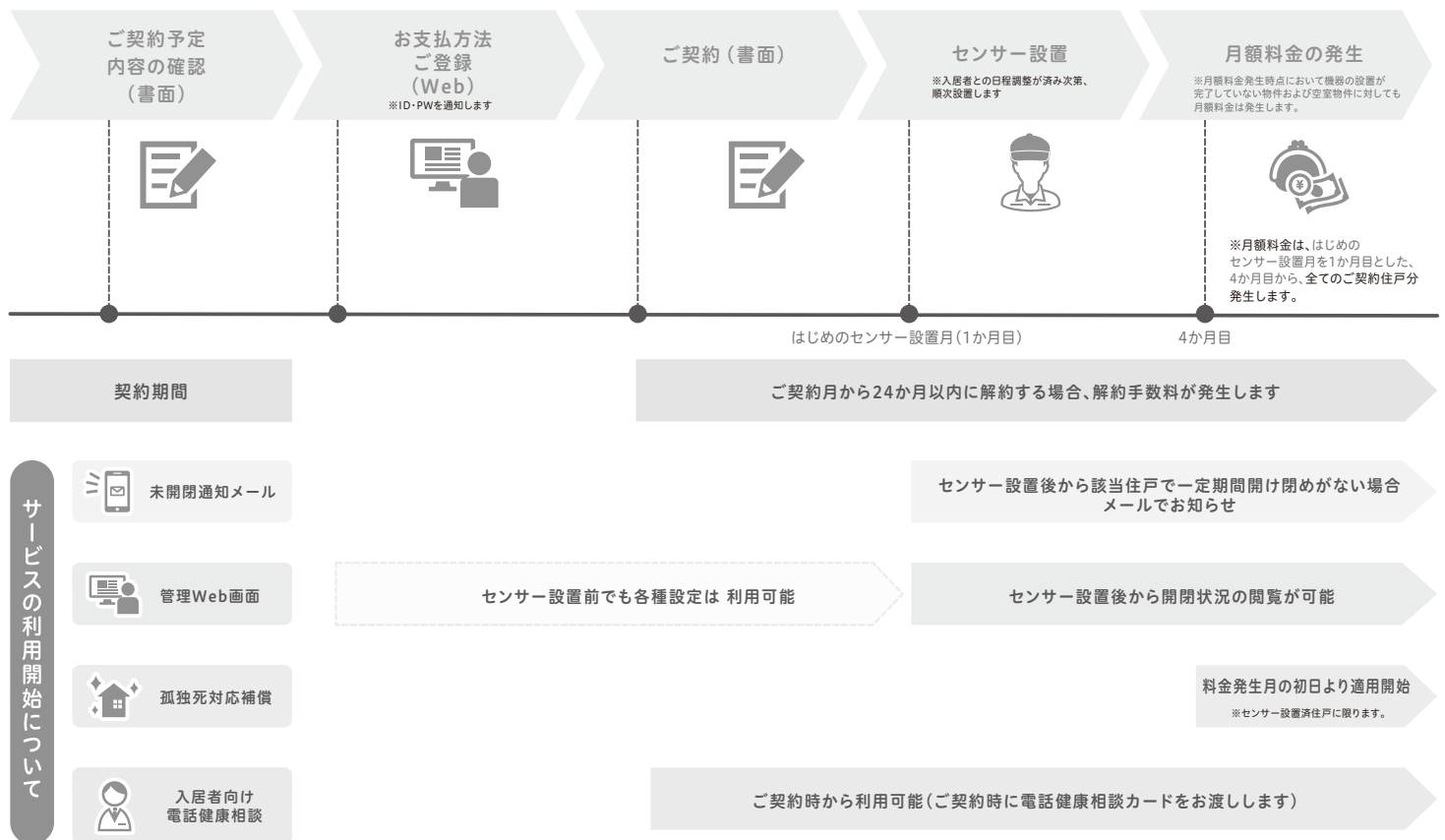
### ご契約前のご確認事項

- 当社のガス供給エリア(東日本ガス地区、東彩ガス地区、日本瓦斯(ニチガス)真岡地区を除く)に所在する賃貸集合住宅を管理、所有または一括借上げしているオーナーさままたは管理会社さまが、本サービスに加入できます。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。
- 本サービスの対象となる賃貸集合住宅のオーナーさままたは管理会社さまがご契約手続きをしてください。
- 本契約は東京ガスと契約者さまとの間で取り交わす内容を定めたものです。当社は本サービスの導入・利用に関する入居者さまとのトラブルについては一切関与しません。
- 本サービス導入にあたり、当社は入居者さま宅へ機器の設置を行うため、事前に契約者さまから入居者さまに入居者さま宅への貸出機器の設置について、ご説明をお願いします。また、管理Web画面でドア等の開閉状況を閲覧することや、取得した個人情報を必要に応じて当社へ提供すること等、入居者さまに係る内容についても契約者さまから入居者さまへご説明をお願いします。
- 本サービスのご利用には、PCまたはスマートフォン等のデバイス、インターネットが使用できる通信環境、通知を受信することができるメールアドレスが必要です。(迷惑メールの設定をご確認の上、@smarhome.tokyo-gas.co.jpからのメールを受信できるよう、受信設定または拒否設定の解除をお願いいたします。)
- 管理Web画面の対象ブラウザはChrome、FireFox、Edge、Safariです。IE(Internet Explorer)では管理Web画面をご利用いただけません。

### ご契約とサービスご利用までの流れ

- 本契約は、契約者さまがあらかじめご利用規程の内容を確認、同意のうえ、当社所定の手続きに従った契約書を記入し、当社が契約書を受理した後、当社がこれを承諾することによって成立します。
- 月額料金ははじめのセンサー設置月を1か月目とした、4か月目から発生します。
- 下記のとおり、提供開始時期はサービスごとに異なります。
- 1戸当たりの月額料金はご契約戸数により異なります。なお、ご契約月から24か月以内に解約する場合、解約手数料(5,000円+5,000円×契約戸数)(税込)の支払いが必要です。

## ご契約とサービスご利用までの流れ



### サービス料金について

- 月額料金は、契約書に記載の1戸当たり月額料金×契約戸数です。
- サービス料金のお支払い方法は、クレジットカード払いまたは口座振替となります。
- 月額料金は、はじめのセンサー設置月を1か月目とした、4か月目から発生し、本契約の終了月分まで1か月単位で毎月お支払いいただけます。日割計算(利用日数による計算)の扱いはございません。
- 月額料金発生時点において貸出機器の設置が完了していない設置先および空室の設置先に対しても、月額料金が発生します。
- 電池切れの場合は、原則契約者さまご自身で交換していただけます。当社へ交換を依頼する場合は、電池交換作業手数料4,200円(税込)×交換対象戸数分の料金をお支払いいただけます。
- 貸出機器の故障等が入居者の責めに帰すべき理由による場合、当社に対し機器相当額を支払うものとし、再設置に係る費用をお支払いいただけます。
- 本サービスが解約となった場合は、貸出機器を当社指定の返却方法により、遅延なく返却していただけます。当社へ撤去を依頼する場合は作業手数料3,700円(税込)×撤去戸数分の料金をお支払いいただけます。なお、未返却・返却時に破損があった場合には機器相当額をお支払いいただけます。

## 設置先の変更等

設置先の変更等は、以下のとおり取り扱います。

設置先の変更 (設置先の戸数が変わらない場合)	契約者さまは、同一住所の物件内に限り、当社へ連絡することで設置先の変更が可能です。ただし、変更前の設置先および変更後の設置先の両方について、【ご利用規程 別紙1：サービス料金】に定める作業手数料をお支払いいただきます。
設置先の削減 (変更前の設置先が20戸以下の場合または変更後の設置先が21戸以上となる場合)	契約者さまは、当社へ連絡することで設置先の削減が可能です。ただし、契約月から24か月以内に設置先を削減する場合、契約の一部解約とみなし、5,000円(税込)×削減戸数分の解約手数料をお支払いいただきます。
設置先の削減 (変更前の設置先が21戸以上であって、かつ変更後の設置先が20戸以下となる場合)	この場合、契約者さまは設置先を削減できません。契約者さまは、本契約を解約後、継続利用する設置先について再度契約を締結していただく必要があります。この場合、解約前のデータは引き継がれません。
設置先の追加	同一住所の物件内の設置先の追加であっても、契約者さまは、新規契約を締結していただく必要があります。

## 個人情報の取り扱いについて

- 当社は、契約者さまから提供された個人情報を本サービス、当社ガス・電気等のエネルギー供給販売業、住宅設備機器・機械器具の小売業、生活関連サービス業および、これに付帯する事業のために利用いたします。個人情報の取扱いの詳細については、当社ホームページ([www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html](http://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html))に掲載いたします。

## その他の注意事項

- 本サービスは、設置したセンサーに基づきドア等の開閉状態を検知するものであり、安否確認を行うものではありません。異変を検知した際の現場への駆けつけ・住戸内確認等は契約者さままたは契約者さまご指定の方でご対応ください。
- 設置先のドア形状や湿気等の状況によっては、開け閉め確認センサーが設置できない場合があります。この場合、当該設置先について解約手数料はいただきません。
- 未開閉通知メールを利用するには、管理Web画面よりメール送信開始設定およびメール送信先のメールアドレス登録が必要です。
- 開け閉め確認センサーは、両面テープで固定してご利用いただきます。当社では、機器を取り外した箇所の復旧および復旧に関する費用は負担いたしません。
- 設置先の入居者さまの移転にともなう情報更新については契約者さまによって適切に管理してください。
- 電話健康相談は、疾病等に対する診療や、症状の治療を目的とした医療行為を行うものではありません。
- 孤独死対応補償において保険金を支払う事故は、サービス提供期間中に発見されたものに限りです。



- (2) 訪問日時は、施工者のご契約者またはご入居者の間で決定します。訪問日時調整に必要なご入居者の個人情報は、ご契約者から当社または施工者へ提供するものとします。ご入居者との連絡が取れない等、施工者のご入居者間で訪問日時の調整ができない場合は、当社または施工者からご契約者へご連絡する場合があります。
- (3) 作業には、ご契約者またはご入居者等、作業に伴い作業場所周辺に傷や破損等が発生していないことを確認いただける方の立ち会いが必要となります。
- (4) 開け閉め確認センサーは、ご契約者またはご入居者が希望する設置先のドア等の、施工者が選定した位置に両面テープで固定してご利用いただけます。当社は、開け閉め確認センサーを両面テープで固定したこと起因する損害（開け閉め確認センサーを取り外した箇所の復旧を含む）について何ら責任を負いたしません。また、復旧に関する費用は当社では負担いたしません。貸出機器の撤去はご契約者の責任において実施いただけます。
- (5) 設置先のドア等の状況によっては、開け閉め確認センサーを設置できない場合があります。
- (6) 施工者による設置完了後、設置作業の不備が発覚した場合、設置完了日から14日以内に当社の本サービスに関する窓口へ申し出た場合に限り、当社は無償で設置作業のやり直しを行います。

## 8. ユーザー ID およびパスワード

- (1) 当社は、本サービスの提供に際して、ご契約者およびご利用者に発行するユーザー ID およびパスワード（以下「見守りID」といいます。）を用いた認証を行います。
- (2) ご契約者およびご利用者は、自己の責任において、見守りIDを適切に管理（適切なパスワードの設定および定期的な変更を含む。）および保管するものとし、これを第三者に共有、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- (3) 見守りIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによって生じた損害に関する責任はご契約者およびご利用者が負うものとし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は除き、当社は一切の責任を負いません。

## 9. サービスの提供開始日

各サービスの提供開始日は、下記のとおりです。

- ① 管理Web画面：設置先へ貸出機器の設置が完了後、未開閉情報が閲覧可能となります。なお、申込書受領後から各種事前設定の利用は可能です。
- ② 未開閉通知メール：設置先へ貸出機器の設置が完了後、未開閉通知メールが受信可能となります。
- ③ 孤独死対応補償：月額料金発生月から適用開始となります。ただし、貸出機器の設置が完了済みの設置先に限ります。
- ④ 電話健康相談：契約時に当社からお渡しする電話健康相談カードを受領後、利用可能となります。

## 10. サービスの利用

- (1) ご契約者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程を遵守するものとします。また、ご契約者は、お支払者、ご利用者およびご入居者に本規程を遵守させるものとします。
- (2) 各サービスの利用権限は以下のとおりとします。
  - ① 管理Web画面：ご契約者およびご利用者が利用できるものとします。
  - ② 未開閉通知メール：ご契約者およびご利用者ならびにメール受信者が利用できるものとします。
  - ③ 孤独死対応補償：ご契約者のみが利用できるものとします。
  - ④ 電話健康相談：ご入居者ならびにご入居者と同居の親族および別居の親族（2親等内に限る）が利用できるものとします。
- (3) ご契約者、ご利用者およびご入居者は、本サービスの利用にあたり、本規程にて禁止されている行為のほか、次の行為を禁止します。
  - ① 当社および第三者の財産、プライバシー、著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - ② 当社および第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
  - ③ ログインIDおよびパスワードを不正に使用する行為。
  - ④ 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
  - ⑤ コンピューターウイルス等のプログラムを用いて本サービスの運営または当社の業務を妨げる行為。
  - ⑥ 法令等に違反する、または違反するおそれのある行為。
  - ⑦ 当社が不適当と判断し、行わないよう要求する行為。

## 11. 貸出機器の維持管理

- (1) ご契約者、ご利用者およびご入居者は、善良な管理者の注意をもって貸出機器を以下の①～④のとおり管理します。
  - ① 貸出機器を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保の用に供しないこと。
  - ② 貸出機器を設置先の住戸から持ち出さないこと。また、みだりに設置場所を変更しないこと。
  - ③ 貸出機器を分解、解析、改造、改変もしくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更しないこと。
  - ④ 貸出機器を本サービスの利用以外の用途に使用しないこと。
- (2) ホームゲートウェイおよび通信ドングルは、常にAC100V電源が供給されている必要があります。
- (3) 貸出機器のファームウェアは、常に最新のものに更新されている必要があります。ファームウェアに更新があった場合は、管理Web画面等でお知らせします。
- (4) 本サービスの利用にあたり、開け閉めセンサーには常に電源が供給されている必要があります。電池交換等のご契約者の責任・負担において実施していただけます。訪問による電池交換を希望する場合は、【別紙1: サービス料金】に定める作業手数料または電池交換作業手数料（電池代込）をお支払いいただきます。

## 12. 貸出機器の点検・交換について

- (1) ご契約者は、貸出機器が正常な使用状態で動作しない等の故障もしくは毀損（以下、あわせて「故障等」といいます。）が発生した場合には、当社に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。この場合、当社は貸出機器の点検または交換を行います。
- (2) ご契約者は、以下の場合、当社に対し、貸出機器相当額を支払うものとします。再設置にかかる費用はご契約者の負担となります。
  - ① 第12条1項の故障等のご入居者の責めに帰すべき理由による場合
  - ② 貸出機器を滅失もしくは紛失し、または盗難された場合
  - ③ 貸出機器を引き渡し後、正常な使用状態で動作するにもかかわらず、ご契約者の都合（機器の傷または汚損、破損等）により交換を希望される場合

## 13. 設置先の変更等

設置先の変更等は、以下のとおり取り扱います。

- (1) 設置先の変更（設置先の戸数が変わらない場合）

ご契約者は、同一住所の物件内に限り、当社へ連絡することで設置先の変更が可能です。ただし、変更前の設置先および変更後の設置先の両方について、【別紙1: サービス料金】に定める作業手数料をお支払いいただきます。

- (2) 設置先の削減(変更前の設置先が20戸以下の場合または変更後の設置先が21戸以上となる場合)  
ご契約者は、当社へ連絡することで設置先の削減が可能です。ただし、契約月から24か月以内に設置先を削減する場合、契約の一部解約とみなし、5,000円(税込)×削減戸数分の解約手数料をお支払いいただきます。
- (3) 設置先の削減(変更前の設置先が21戸以上であって、かつ変更後の設置先が20戸以下となる場合)  
この場合、ご契約者は本契約のままでは設置先を削減できません。ご契約者は、本契約を解約後、継続利用する設置先について再度契約を締結していただく必要があります。この場合、解約前のデータは引き継がれません。
- (4) 設置先の追加  
同一住所の物件内の設置先の追加であっても、ご契約者は、新規契約を締結していただく必要があります。

#### 14. サービス提供の中断

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - ① 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、疫病の流行等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなったとき。
  - ② 当社都合によるシステムメンテナンスに伴い、本サービスの全部または一部が提供できないとき。
  - ③ その他、当社が中断を必要と判断したとき。
- (2) 当社は、第14条1項に基づき本サービスを中断する場合には、あらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (3) 当社は、第14条1項に基づき1か月以上にわたり本サービスを中断した場合には、その間の月額料金は請求いたしません。再開日の翌月より月額料金を請求いたします。

#### 15. サービスの利用停止

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - ① 当社に届け出ている情報に変更が生じているにもかかわらず、ご契約者がその変更についての届出を怠っていることが判明した場合または当社に届け出ている内容が事実と反することが判明した場合。
  - ② ご契約者、ご利用者またはご入居者が、第三者に支障を与える使い方で本サービスを利用したと当社が判断した場合。
  - ③ ご契約者またはお支払者が、サービス料金の支払いを怠り、または怠るおそれがある場合。
  - ④ ご契約者またはお支払者が、当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合。
- (2) 当社は、前項に基づき本サービスを停止する場合には、あらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 16. 解約

- (1) ご契約者は、契約月から24か月経過後は、当社へ解約の旨を連絡することで、解約手数料のお支払いをすることなく、いつでも本契約を解約できるものとします。
- (2) ご契約者は、契約月から24か月以内に解約する場合、当社へ解約の旨を連絡し、【別紙1: サービス料金】で定める解約手数料を支払うことで、本契約を解約できるものとします。
- (3) 当社は、設置先のドア等の状況により、開け閉め確認センサーを設置できない場合、ご契約者に通知の上、当該設置先について、本契約を解約することができるものとします。この場合、解約手数料は発生しないものとします。
- (4) 当社は、次のいずれかに該当するときは、ご契約者に事前に通知することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。この場合、既にお支払済みのサービス料金の返金はいたしません。また、当社は、次のいずれかにより損害を被った場合には、ご契約者に対して損害賠償を求めることができるものとします。
  - ① 本契約成立後に、当社が本契約締結を拒否すべき事由が判明したとき。
  - ② 当社が第15条1項に基づき本サービスの提供を停止した場合で、停止後当社の指定する期日までにその原因となった事由が解消されないとき。
  - ③ ご契約者、ご利用者またはご入居者が、当社または施工者に対して、暴力的な行為、脅迫的な言動、法的な責任を超えた不当な要求、または嫌がらせ等をしたとき。
  - ④ ご契約者、ご利用者またはご入居者が本サービスを利用することにより、他のご利用者の利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき。
  - ⑤ ご契約者、ご利用者またはご入居者が本規程に違反したとき。

#### 17. 貸出機器の返却

- (1) ご契約者は、第16条に基づき本サービスが解約された場合に、貸出機器を当社指定の返却方法により、遅滞なく当社に返却するものとします。なお、返却にかかる配送料金は当社負担とします。
- (2) ご契約者は、第17条1項に定める貸出機器の返却の際、貸出機器以外の物品を同梱しないこととし、ご契約者が、貸出機器以外の物品を同梱されたことによりご契約者または第三者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いかねます。ご契約者から返却された貸出機器とともに、貸出機器以外の物品が付されていた場合には、付されていた物品にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当社は、ご契約者に対して何らの通知をすることなく、これを廃棄または処分することができるものと、ご契約者は、当社に対し、何らの請求もしないものとします。
- (3) ご契約者は、第17条1項に定める方法により貸出機器を返却しないとき、または当社の責めに帰することができない事由による故障等により貸出機器を原状に復することができないときは、当社に対し、直ちに貸出機器相当額を支払うものとします。

#### 18. サービス料金の改定・消費税等の税率変更時の取扱い

- (1) 当社は物価上昇等、経済情勢の変動、その他の事由により、サービス料金を維持しがたい場合には、この旨をご契約者に書面等で通知し、または当社ホームページ上で周知した上で、サービス料金を改定します。
- (2) ご契約者が新しいサービス料金による本サービスの継続を承諾されない場合は、ご契約者は自ら手続きのうえ、本契約を解約することができます。この解約については、第16条1項を準用します。
- (3) 法令改正に伴う消費税等の税率変更がされた場合、新税率施行日の属する月から、新しい税率を適用したサービス料金に改定します。

#### 19. サービス内容、ご利用規程の改定

- (1) 当社は、経済情勢の変動もしくは本サービスの提供が困難となる等の事情が発生した場合、ご契約者の承諾またはご契約者への事前の通知なく、本サービスの提供を中止または変更することができるものとします。
- (2) 当社は、当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の規定に基づき、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本規程の内容を変更することができるものとします。

## 20.損害賠償

- (1)当社は、当社の責めに帰すべき理由により、ご契約者、ご利用者またはご入居者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、ご契約者、ご利用者またはご入居者に対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。
- (2)ご契約者、ご利用者またはご入居者の故意または過失により当社が損害を被った場合、ご契約者が当社に対してその損害を賠償するものとします。

## 21.契約不適合責任の免除

当社は、本契約に定めるほか、貸出機器またはその設置作業に関する不具合や不備等について一切の責任を負いません。

## 22.免責

- (1)本契約は、当社とご契約者との間で取り交わす内容を定めたものです。当社は、本サービスの導入・利用に関するご契約者またはご利用者にご入居者とのトラブルについては一切関与しません。
- (2)次の各号のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部をご利用になれない場合でも、当社はその責任を負いません。
  - ①ご契約者のPC等の故障や不具合等で、管理Web画面をご利用になれない場合。
  - ②通信事業者およびインターネットプロバイダ等の通信設備の故障や保守を行なっている場合。
  - ③貸出機器を初回設置した場所からご入居者が移設等したことにより、電波環境が悪化した場合。
  - ④ご入居者その他の第三者の故意または過失により貸出機器が滅失・毀損した場合。
- (3)当社は、本サービスで使用されるセンサーの動作性、正確性、有用性等について、いかなる保証も行うものではありません。したがって、本サービスで使用されるセンサーの誤作動や誤感知、センサーから発信される情報の遅滞や滅失、ドア等の開閉とセンサーから発信される情報の齟齬等が生じた結果、ご契約者、ご利用者またはご入居者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
- (4)当社は、本サービスがご契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、ご契約者による本サービスの利用がご契約者に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- (5)当社は、故意または重過失による場合を除き、当社による、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、本規程の変更、ご契約者、ご利用者またはご入居者等の情報の削除、毀損または消失、本サービスの利用による機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関してご契約者、ご利用者またはご入居者が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
- (6)天変地異等の避けられない理由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、ご契約者、ご利用者またはご入居者に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

## 23.反社会勢力との関係排除

- (1)ご契約者およびお支払者は、本契約申込み時および将来にわたり、以下の各号に定める事項を確認します。
  - ①自己および自己の役員または重要な使用人(以下「関係者」といいます。))が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、これらを併せて「反社会的勢力」といいます。)でないこと、また過去5年間において反社会的勢力でなかったこと。
  - ②自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
  - ③自己および自己の関係者が、反社会的勢力に対し、資金等の提供ないし便宜の供給等を行うことにより、反社会的勢力の維持運営に協力または関与をしないこと(ただし、法令により取引が義務付けられているものを除く。)
  - ④自己および自己の関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
  - ⑤自己が自らまたは第三者を利用して、当社に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社名誉・信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。
- (2)当社は、ご契約者またはお支払者が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。この場合、ご契約者は当社に対し、発生したすべての損害を直ちに賠償するものとします。

## 24.権利帰属

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社もしくは当社にライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部または一部の譲渡または移転を意味するものではありません。

## 25.譲渡禁止

- (1)ご契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規程または諸規程等から生じる当社に対する権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。
- (2)当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、契約上の地位、本規程に基づく権利および義務ならびにご契約者が当社に届け出た情報および履歴情報、その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ご契約者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 26.業務の委託

当社は、本サービスの販売・貸出機器の設置工事・サービス料金請求その他本サービスに関する一切の業務について、第三者に委託することがあります。

## 27.個人情報

当社は、ご契約者から提供された個人情報を本サービス、当社ガス・電気等のエネルギー供給販売業、住宅設備機器・機械器具の小売業、生活関連サービス業および、これに付帯する事業のために利用いたします。個人情報の取扱いの詳細については、当社ホームページ([www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html](http://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html))に掲載いたします。

## 28.協議

- (1)当社とご契約者は、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2)本サービスまたは本規程に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## 29.本規程の適用期間

本規程は2021年3月1日から有効とします。

【別紙1】サービス料金

サービス料金は、下記のとおり取り扱います。

1. 月額料金

項目	料金(税込)	支払い方法
月額料金	契約書に記載のとおり	<口座振替> 毎月27日引落。通帳表示名:東京ガスリース(株) <クレジットカード> クレジットカード会社指定日決済。明細表示名:東京ガス ぐらしサービス料金

- (1)毎月1日から月末までの利用分を「1か月分」とします。
- (2)月額料金の日割計算はいたしません。

2. 解約手数料

項目	料金(税込)	支払い方法
解約手数料	5,000円+5,000円×契約戸数	<口座振替> 解約月の翌月27日引落。通帳表示名:東京ガスリース(株) <クレジットカード> クレジットカード会社指定日決済。明細表示名:東京ガス ぐらしサービス料金

- (1)契約月から24か月以内に解約する場合、上記解約手数料をお支払いいただきます。

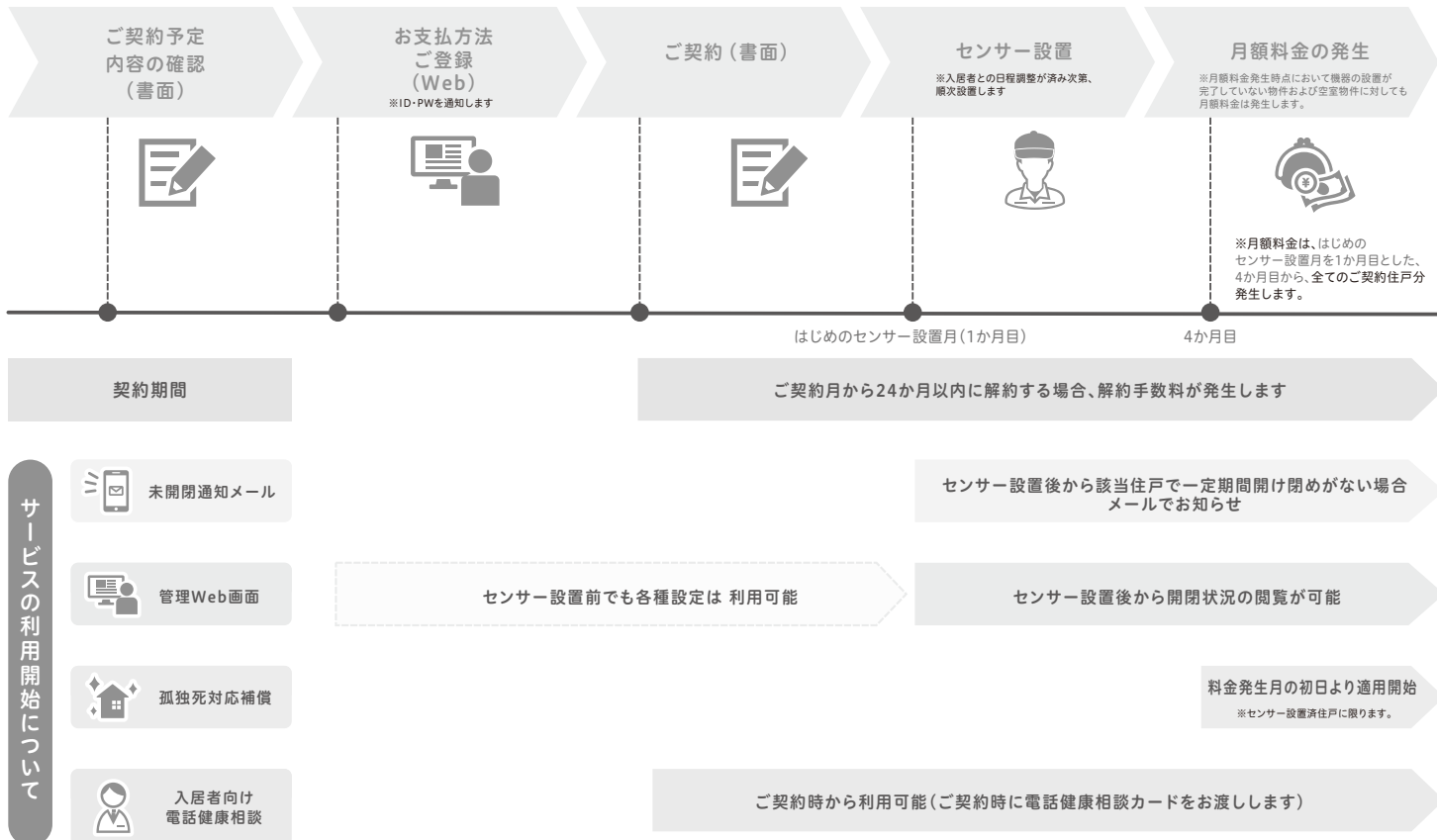
3. その他手数料

項目	料金(税込)	支払い方法
作業手数料	3,700円	<口座振替> 作業月の翌月27日引落。通帳表示名:東京ガスリース(株)
電池交換作業手数料(電池代込)	4,200円	<クレジットカード> クレジットカード会社指定日決済。明細表示名:東京ガス ぐらしサービス料金

- (1)作業手数料は、有償メンテナンス等の訪問作業を行う場合に、お支払いいただきます。

4. 各サービスの適用期間

ご契約とサービスご利用までの流れ



孤独死対応補償は、下記の通り取り扱います。

1. ご契約住戸室内において孤独死、自殺または犯罪死が発生した場合に下表のとおり補償します。

補償項目	限度額	補償内容		約定支払限度期間
家賃の補償 ※事故発生戸室	本来家賃(家賃月額上限5万円)×12か月	空室家賃	賃貸借契約の終了日から30日以上空室期間が続いた場合、次の賃貸借契約までに得られなかった家賃を補償 【補償額:本来家賃(家賃月額上限5万円)×空室期間※1】	賃貸借契約終了日(または値引開始日※2)から12か月以内※3
	(本来家賃－値引家賃。ただし上限5万円)×12か月	値引家賃	値引期間に得られなかった本来家賃との差額を補償 【補償額:〔(本来家賃－値引家賃)×縮小てん補割合80%×値引家賃※1〕 *(本来家賃－値引家賃)は上限5万円	
原状回復費用	1事故あたり100万円※4	賃借可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒または消臭等を行うために支出した実費(敷金を超える分)を補償		事故発見日から12か月以内
遺品整理等費用		遺品整理費用、相続財産管理人選任申立費用、お祓いまたは追善供養のために支出した費用		
空室期間短縮費用		空室期間の短縮を目的として支出した、構造、質、用途、規模、型、能力等が死亡事故前と同一の物に改装するための費用		

※1 空室期間または値引期間に1か月未満の端日数が生じる場合には1か月を30日とみなした日割計算によるものとします。

※2 値引開始日とは、事故発見後に家賃の値引きを開始した日で、事故発生戸室の場合は賃貸借契約の事故発見直後の終了日から12か月以内であることを要します。

※3 1回の事故において、空室期間と値引期間がある場合は、それぞれの期間の合計が12か月を超えないものとします。

※4 賃借人の法定相続人に原状回復債務が認められる場合は、別途家賃保証契約上お支払いさせていただき金額を控除いたします。

2. 補償内容

【事故の定義】

(1) 契約対象住戸室内における特定事由(孤独死・自殺・犯罪死)の発生

(2) 自殺または犯罪死について、死に至る直接の原因が契約対象住戸室内または共有部分で発生し、その死亡が契約対象住戸室内または共有部分以外の場所で発見された場合においても、その自殺または犯罪死は、死に至る直接の原因が発生した場所において発生したものとみなします。ただし、契約対象住戸室外で発見された飛び降りによる自殺は、死に至る直接の原因が発生した場所で発生したものとみなしません。

(3) 保険金を支払う事故は、サービス提供期間中に発見されたものに限ります。

【損害の定義】

事故の発生により被保険者に生じた次の損失または費用(以下「損害」といいます。)とします。

(1) 事故が発生した契約対象住戸について生じる次の損失

① 空室期間中の家賃の損失。ただし、事故発見日または賃貸借契約終了の日のいずれか遅い日からその日を含めて30日以上空室期間が続いた場合に限ります。

② 値引期間中の家賃の損失。ただし、新たな居住者を募集する際にその入居希望者に対してその契約対象住戸における特定事由発生的事实を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限ります。

(2) 被保険者が支出した次の費用。ただし、事故発生日からその日を含めて12か月以内に支出した費用に限ります。

① 物的損害が生じた契約対象住戸または共有部分の原状回復費用。ただし、共用部分の原状回復費用は「事故の定義」に規定する事故によるものに限ります。

② 遺品整理等費用。ただし、第2条【事故の定義】(1)に規定する事故によるものに限ります。

③ 事故が発生した契約対象住戸に関する空室期間短縮費用

3. 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 被保険者が、事故が発生した契約対象住戸の復旧を行わない場合の家賃損失

(2) 被保険者が、事故が発生した契約対象住戸を復旧した後に、入居者を募集できるにもかかわらず募集を行わなかった場合の、復旧完了日以降の家賃損失

(3) 被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故